

平成十七年総務省令第四十号

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第二十九条の四第一項の規定に基づき、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令を次のように定める。

(趣旨)

第一条 この省令は、消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。)第二十九条の四第一項の規定に基づき、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等(令第二十九条の四第一項に規定するものをいう。以下同じ。)に關し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定共同住宅等 令別表第一(五)項ロに掲げる防火対象物及び同表(十六)項イに掲げる防火対象物(同表(五)項イ及びロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物)については、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号)第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立する当該用途に供されることができものをいう。以下同じ。)の床面積がいずれも百平方メートル以下であつて、同表(五)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の二分の一以上のものに限る。)であつて、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。
- 二 住戸利用施設 特定共同住宅等の部分であつて、令別表第一(五)項イ並びに

(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。

三 特定住戸利用施設 住戸利用施設のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第十二条の二第一項又は第三項に規定する構造を有するもの以外のものをいう。

イ 令別表第一(六)項ロ(一)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

ロ 令別表第一(六)項ロ(五)に掲げる防火対象物の用途に供される部分(規則第十九条の三に規定する者をして入所させるもの以外のものにあつては、床面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。)

二 住戸等 特定共同住宅等の住戸(下宿の宿泊室、寄宿舎の寢室及び各独立部分で令別表第一(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを含む。以下同じ。)、共用室、管理入室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。

三 共用室 特定共同住宅等において、居住者が集会、談話等の用に供する室をいう。

四 共用部分 特定共同住宅等の廊下、階段、エレベーターホール、エントランスホール、駐車場その他これらに類する特定共同住宅等の部分であつて、住戸等以外の部分をいう。

五 階段室等 避難階又は地上に通ずる直通階段の階段室(当該階段が壁、床又は防火設備(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定するものをいう)等で区画されていない場合にあつては当該階段)をいう。

六 開放型廊下 直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下をいう。

七 開放型階段 直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる階段をいう。

八 二方向避難型特定共同住宅等 特定共同住宅等における火災時に、すべて住戸、共用室及び管理入室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる二以上の異なる二方向避難経路を確保している特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。

九 開放型特定共同住宅等 すべての住戸、共用室及び管理入室について、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。

十 二方向避難・開放型特定共同住宅等 特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理入室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる二以上の異なる二方向避難経路を確保し、かつ、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。

十一 その他の特定共同住宅等 前三号に掲げるもの以外の特定共同住宅等をいう。

十二 住宅用消火器 消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年自治省令第二十七号)第一条の二第二号に規定するものをいう。

十三 共同住宅用スプリンクラー設備 特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制するための設備であつて、スプリンクラーヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治省令第二号)第二条第一号の二に規定する小区画型ヘッド)をいう。以下同じ。)、制御弁、自動警報装置、加圧送水装置、送水口等で構成され、かつ、住戸、共用室又は管理入室ごとに自動警報装置の発信部が設けられているものをいう。

十四 共同住宅用自動火災報知設備 特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、特定共同住宅等における火災の発生を感知し、及び当該特定共同住宅等に火災の発生を報知する設備であつて、受信機(受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十九号)第二条第七号に規定するものをいう。以下同じ。)、感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号)第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。)、戸外表示器(住戸等の外部にお

いて、受信機から火災が発生した旨の信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。以下同じ。)等で構成され、かつ、自動試験機能(中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十八号)以下「中継器規格省令」という。)第二条第十二号に規定するものをいう。又は遠隔試験機能(中継器規格省令第二条第十三号に規定するものをいう。以下同じ。)を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器(感知器等規格省令第二条第十九号の三に規定するものをいう。以下同じ。)の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。

十五 住戸用自動火災報知設備 特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、住戸等における火災の発生を感知し、及び当該住戸等に火災の発生を報知する設備であつて、受信機、感知器、戸外表示器等で構成され、かつ、遠隔試験機能を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。

十六 共同住宅用非常警報設備 特定共同住宅等における火災時に安全に避難することを支援するための設備であつて、起動装置、音響装置、操作部等で構成されるものをいう。

十七 共同住宅用連結送水管 特定共同住宅等における消防隊による活動を支援するための設備であつて、放水口、配管、送水口等で構成されるものをいう。

十八 共同住宅用非常コンセント設備 特定共同住宅等における消防隊による活動を支援するための設備であつて、非常コンセント、配線等で構成されるものをいう。

(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)

第三条 特定共同住宅等(住戸利用施設を除く。)

において、火災の拡大を初期に抑制する性能(以下「初期拡大抑制性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表の中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要と

- 一 特定共同住宅等 令別表第一(五)項イ並びに
- 二 住戸利用施設 特定共同住宅等の部分であつて、令別表第一(五)項イ並びに
- 三 特定住戸利用施設 住戸利用施設のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第十二条の二第一項又は第三項に規定する構造を有するもの以外のものをいう。
- 四 令別表第一(六)項ロ(一)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
- 五 令別表第一(六)項ロ(五)に掲げる防火対象物の用途に供される部分(規則第十九条の三に規定する者をして入所させるもの以外のものにあつては、床面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。)
- 六 住戸等 特定共同住宅等の住戸(下宿の宿泊室、寄宿舎の寢室及び各独立部分で令別表第一(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを含む。以下同じ。)、共用室、管理入室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。
- 七 共用室 特定共同住宅等において、居住者が集会、談話等の用に供する室をいう。
- 八 共用部分 特定共同住宅等の廊下、階段、エレベーターホール、エントランスホール、駐車場その他これらに類する特定共同住宅等の部分であつて、住戸等以外の部分をいう。
- 九 階段室等 避難階又は地上に通ずる直通階段の階段室(当該階段が壁、床又は防火設備(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定するものをいう)等で区画されていない場合にあつては当該階段)をいう。
- 十 開放型廊下 直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下をいう。
- 十一 開放型階段 直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる階段をいう。
- 十二 二方向避難型特定共同住宅等 特定共同住宅等における火災時に、すべて住戸、共用室及び管理入室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる二以上の異なる二方向避難経路を確保している特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。
- 十三 開放型特定共同住宅等 すべての住戸、共用室及び管理入室について、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。
- 十四 その他の特定共同住宅等 前三号に掲げるもの以外の特定共同住宅等をいう。
- 十五 住宅用消火器 消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年自治省令第二十七号)第一条の二第二号に規定するものをいう。
- 十六 共同住宅用スプリンクラー設備 特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制するための設備であつて、スプリンクラーヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治省令第二号)第二条第一号の二に規定する小区画型ヘッド)をいう。以下同じ。)、制御弁、自動警報装置、加圧送水装置、送水口等で構成され、かつ、住戸、共用室又は管理入室ごとに自動警報装置の発信部が設けられているものをいう。
- 十七 共同住宅用自動火災報知設備 特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、特定共同住宅等における火災の発生を感知し、及び当該特定共同住宅等に火災の発生を報知する設備であつて、受信機(受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十九号)第二条第七号に規定するものをいう。以下同じ。)、感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号)第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。)、戸外表示器(住戸等の外部にお

<p>消火器具</p>	<p>備 動力消防ポンプ設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備</p>	<p>備 動力消防ポンプ設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備</p>	<p>備 動力消防ポンプ設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備</p>	<p>型 構造階数 二方向地階消火器具 避難型を 特定共階(第三項第二号イ共同住宅用ス 同住宅数が(ロ)及び(ハ)にプリンクラー 等 五以掲げる階及び部分設備 下に設置するものに共同住宅用自 もの スプリンクラー設備又は住戸用 自動火災報知設備及び共同 住宅用非常警 報設備</p>
<p>消火器具</p>	<p>備 動力消防ポンプ設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備</p>	<p>備 動力消防ポンプ設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備</p>	<p>備 動力消防ポンプ設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備</p>	<p>型 構造階数 二方向地階消火器具 避難型を 特定共階(第三項第二号イ共同住宅用ス 同住宅数が(ロ)及び(ハ)にプリンクラー 等 五以掲げる階及び部分設備 下に設置するものに共同住宅用自 もの スプリンクラー設備又は住戸用 自動火災報知設備及び共同 住宅用非常警 報設備</p>
<p>消火器具</p>	<p>備 動力消防ポンプ設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備</p>	<p>備 動力消防ポンプ設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備</p>	<p>備 動力消防ポンプ設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備</p>	<p>型 構造階数 二方向地階消火器具 避難型を 特定共階(第三項第二号イ共同住宅用ス 同住宅数が(ロ)及び(ハ)にプリンクラー 等 五以掲げる階及び部分設備 下に設置するものに共同住宅用自 もの スプリンクラー設備又は住戸用 自動火災報知設備及び共同 住宅用非常警 報設備</p>
<p>消火器具</p>	<p>備 動力消防ポンプ設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備</p>	<p>備 動力消防ポンプ設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備</p>	<p>備 動力消防ポンプ設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備</p>	<p>型 構造階数 二方向地階消火器具 避難型を 特定共階(第三項第二号イ共同住宅用ス 同住宅数が(ロ)及び(ハ)にプリンクラー 等 五以掲げる階及び部分設備 下に設置するものに共同住宅用自 もの スプリンクラー設備又は住戸用 自動火災報知設備及び共同 住宅用非常警 報設備</p>

難型特定階を除く階段を自動火災報知共同住宅用設備又は住戸用	二方向避難階を自動火災報知共同住宅用設備又は住戸用	種類	特定共同住宅等の	必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等
		構造類型	階数	

上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号の基準に適合するものに限り）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限り）が設けられているとき。

二 住戸、共用室及び管理人室（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。）共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

（必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第四条 特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）において、火災時に安全に避難することを支援する性能（以下「避難安全支援性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。

共同住宅	以下のも	非常警報器具又は非常警報器具	自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報器具
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数以上のものを	非常警報器具又自動火災報知設備又は住戸用非常警報器具	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用非常警報器具
二方向避難階を除く階数以上のものを	地階を除く階数以上のものを	非常警報器具又自動火災報知設備又は住戸用非常警報器具	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用非常警報器具
二方向避難階を除く階数以上のものを	地階を除く階数以上のものを	非常警報器具又自動火災報知設備又は住戸用非常警報器具	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用非常警報器具
二方向避難階を除く階数以上のものを	地階を除く階数以上のものを	非常警報器具又自動火災報知設備又は住戸用非常警報器具	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用非常警報器具

設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。	特定共同住宅等の種	階数	通常用いられる消防の用に供する防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等
二方向避難階を除く階数以上のものを	階数	階数	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用非常警報器具
二方向避難階を除く階数以上のものを	階数	階数	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用非常警報器具
二方向避難階を除く階数以上のものを	階数	階数	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用非常警報器具
二方向避難階を除く階数以上のものを	階数	階数	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用非常警報器具

第五節 特定共同住宅等（住戸、共用室及び管理人室（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前条第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき）に限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。

第五節 特定共同住宅等（住戸、共用室及び管理人室（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前条第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき）に限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。

第五節 特定共同住宅等（住戸、共用室及び管理人室（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前条第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき）に限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。

第五節 特定共同住宅等（住戸、共用室及び管理人室（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前条第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき）に限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。

四及び第三十一条の規定の例により設置すること。

二 共同住宅用非常コンセント設備は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 非常コンセントは、階段室等又は非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所ごとに、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること。

ロ 非常コンセントは、十一階及び当該階から上方に数えた階数三以内)とに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の非常コンセントに至る歩行距離が五十メートル以下となるように、設けること。

ハ イ及びロに規定するもののほか、共同住宅用非常コンセント設備は、令第二十九条の二第二項第二号及び第三号並びに規則第三十一条の二の規定の例により設置すること。

附 則 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二六日総務省令第一五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年二月五日総務省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年九月二二日総務省令第一三一号)

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月二七日総務省令第一六号)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月二七日総務省令第二八号) 抄

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月二七日総務省令第二二号) 抄

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第五十一号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年四月一日) から施行する。

附 則 (平成二七年二月二七日総務省令第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第三条及び附則第二条の規定 平成二十八年四月一日

(経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する特定共同住宅等(第三条の規定による改正後の特定共同住宅等における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令(以下この条において「新令」という)) 第二条第一号に規定する特定共同住宅等をいい、地階を除く階数が十一以上のもの十階以下の階に存する同条第一号の三に規定する特定福祉施設等の部分に限る。以下同じ。)及び現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備が新令第三条第三項第二号イの規定に適合しないときは、同条第二項の表の中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等及び同表の下欄に掲げる必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等については、同項及び同条第三項第二号イの規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年三月三〇日総務省令第一九号)

この省令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年四月一日) から施行する。

附 則 (平成三〇年六月一日総務省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。